

コンセッション型指定管理者制度の導入にあたって

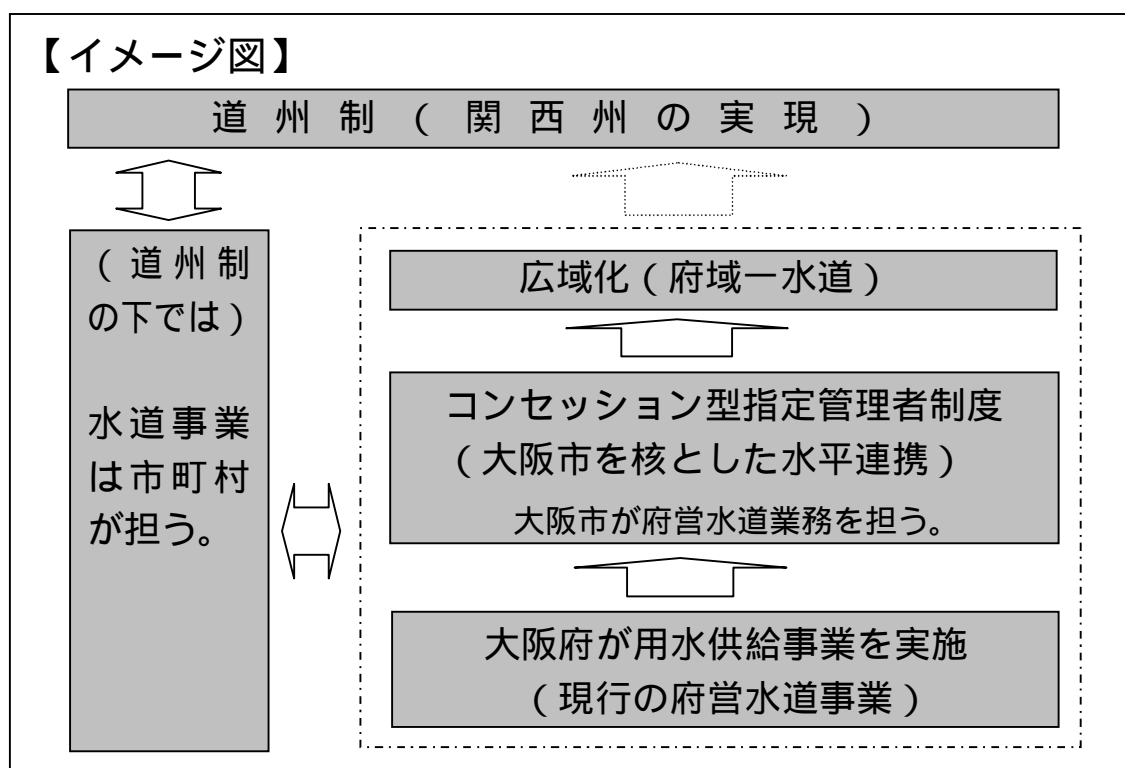
「大阪発“地方分権改革”ビジョン」において、市町村優先の徹底により、住民に身近な公共サービスを提供できるよう、市町村への権限移譲を進める一方、大阪府は広域的機能に徹し、近隣府県と一体となって、できるだけコンパクトな機能に集約した関西州の実現を目指している。

水道事業については、住民への直接的なサービス提供であり、本来、基礎自治体である市町村が担うべき役割であるが、急激な水需要増への対応に追いつかない市町村を補完するために、この間府が用水供給事業を行ってきた。

しかし、今後、地域主権の推進、広域行政と基礎自治体の役割の明確化を進めていくためには、この補完機能については、関西州による垂直補完ではなく、市町村による水平連携による対応を基本とするべきである。

基礎自治体である市町村が、市町村間の水平連携により、府県に頼ることなく水道事業を実施していくことは、関西州を実現していくうえでのステップの一つ（一里塚）となる。

最終的な目標は、広域化（府域一水道）を目指すこととするが、その過程として、まずは、大阪市から提案されている「コンセッション型指定管理者制度」を導入し、大阪市を核とした水平連携を目指す。



本府の基本方針について

基本事項

府単独で、来年度当初から用水供給料金の値下げを行う。

水道事業統合の最終目標として、広域化（府域一水道）を目指す。そのワンステップとして、大阪市提案のコンセッション型指定管理者制度を導入する。

市水を活用し、更なる効果（府民・市民の利益）を追及する。

コンセッション型指定管理者制度導入前の中長期整備計画、経営計画は、府市連携の下、府が策定する。

今後の進め方

府独自の料金値下げのうえ、市水活用や施設の効率的運用などによる更なる削減効果など、統合メリットについて検証する。

統合メリットの検証、経費負担・組織人員体制などを規定する基本協定の内容などを詳細に検討するため、「府市共同チーム」を設置し、早急に作業を進める。

（市からの要請については、上記の基本事項を踏まえ回答する。）